

【障がい者手帳・医療費・各種手当・障害年金について】

○障がい者手帳：障がいの証明になる手帳です。

※手帳の手続きについては壱岐市役所市民福祉課（48-1116）まで

1. 身体障害者手帳

目・耳・口・手足・体幹又は内部（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓）などに一定程度の永続する障がいのある方に対して、障がいの程度によって1～6級までの等級により交付されます。

2. 療育手帳

知的障がいの程度によりA1・A2・B1・B2の四段階の等級で交付されます。病院や保健所でのIQ（知能指数）検査を受ける必要があります。

3. 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活を受ける方に対し、障がいの程度に応じて1～3級の等級で交付されます。

手続きに必要な書類は市民福祉課および各支所窓口にあります。

まずは、「障がい者手帳を取得したい。」とご相談ください。

○障害者医療費助成

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1・A2・B1をお持ちの方に医療費の自己負担分を助成します（所得制限あり）。福祉医療費受給者証の発行が必要ですので、市民福祉課または各支所窓口にて申請をしてください。

○自立支援医療：医療費にかかる自己負担額を軽減する制度です。

1. 更生医療

18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた方が対象です。

2. 育成医療

18歳未満の身体に障がいがある児童で、特定の疾患を持つ方が対象です。

3. 精神通院医療

精神疾患を有し、通院による精神医療が継続的に必要な方が対象です。

※手続きや詳しい内容は壱岐市役所市民福祉課（48-1116）まで

○難病医療費助成

国の指定難病と診断された方への医療費の助成制度です。

詳しい内容や、お問い合わせは壱岐保健所（47-0260）まで

○小児慢性特定疾患医療費助成

小児慢性特定疾病に罹っている児童等について、医療費の負担軽減を図る為、自己負担分の一部が助成されます。

お問い合わせは長崎県こども家庭課（095-895-2442）まで

○特別障害者手当・障害児福祉手当

在宅で、著しく重度の障害状態にあるため常時特別な介護を必要とされる方を対象に支給されます。支給には要件がありますので、詳細は壱岐市役所市民福祉課(48-1116)までお問い合わせください。

○特別児童扶養手当

在宅の20歳未満で、中～重度の障がい児を養育する保護者の方に支給します。支給には要件がありますので、詳細は壱岐市役所子育て支援課(45-1181)までお問い合わせください。

○障害年金の受給等について

障害年金受給要件、手続きや仕組みをお知りになりたい方は、壱岐市役所保険課<国保後期年金班>（45-1157）までお問い合わせください。

○障害者福祉タクシーについて

身体障害者手帳1・2級所持者で車いすを常用している方、療育手帳A1・A2の方、視覚障がい者の方のうち、所得税非課税世帯でかつ介助がない世帯であれば福祉タクシー利用券（年間36枚上限）が発行されます。詳細は壱岐市役所市民福祉課（48-1116）まで。

【生活用具・各種助成等について】

○補装具費（購入・修理）の支給

障害者（児）及び難病患者等に対し、職業、その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として補装具の購入（修理）費用の補助があります。

※補装具の品目などについては壱岐市役所市民福祉課（48-1116）まで

○日常生活用具の給付

特殊寝台や頭部保護帽、歩行補助杖、ネブライザー（吸入器）などの様々な日常生活用具の給付または貸与を行っています。

対象：在宅の重度心身障がい者および重度障がい児（者）

※介護保険を受給中の方は介護保険が優先されます。

※用具の品目などについては壱岐市役所市民福祉課（48-1116）まで

○交通費の割引について

障害者手帳をお持ちの方はJR等の電車・バス・タクシー・飛行機等の各種交通費が割引されることがあります。対象や割引率は各交通機関によって異なります。詳細につきましては、各交通機関へ直接お尋ねください。

○障害者（児）等交通費助成事業

障害福祉サービスにおける療養介護・施設入所支援・短期入所・障害児入所支援を利用している、もしくは利用見込みの方で、市外に住んでいる障害者（児）本人や、その家族の方を対象に、帰省面会等の目的で壱岐市発着の航空機・船舶を利用した際に、その一部を助成しています。詳しくは壱岐市役所市民福祉課（48-1116）までお問い合わせください。

○NHK放送受信料免除

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳保持者で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の方はNHK放送受信料が免除になります。また条件によっては半額免除等もあります。

詳しくは壱岐市役所市民福祉課(48-1116)までお問い合わせください。

○長崎県おもいやり駐車場制度（旧パーキングパーミット制度）

身体障害者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を、県内共通の利用証（パーキング・パーミット）を掲示することで利用できる制度です。

詳しくは壱岐市役所市民福祉課(48-1116)までお問い合わせください。

○駐車禁止の除外措置等

身体障害者手帳、療育手帳（A1,A2）、精神障害者保健福祉手帳（1級）の方で車を駐車する際、標章の交付を受けることにより、駐車禁止除外措置の対象となります。詳しくは壱岐警察署交通課（47-0110）までお問い合わせください。

○各種、税の減免について

各種障害及び等級により軽自動車税・自動車税・所得税・住民税が減免・控除になる場合があります。詳しいお問い合わせは壱岐市役所税務課（48-1118）、壱岐振興局税務課（47-1111）まで

○通信・郵便物について

身体障害者手帳1級、2級または療育手帳（A1,A2）の方で通常はがきを無料で配布（青い鳥郵便はがき、一人20枚まで）を行います。

また、点字郵便物について無料扱い・一部減免となることがありますので、最寄りの郵便局までお問い合わせください。

○意思疎通支援・情報

視覚障がい者を対象に「声の広報いき」を発行しています。

詳しくは壱岐市役所一緒に推進課（48-1137）までお問合せ下さい

障がい者

障がい児の暮らしを支える

サポートガイド

～壱岐市～



壱岐市障害者地域自立支援協議会

制作:壱岐市障害者地域自立支援協議会

【2026年6月発行】

事務局:

壱岐市 市民部市民福祉課

壱岐市郷ノ浦町本村触562番地

TEL 0920-48-1116 FAX 0920-47-4844

壱岐障害者地域活動支援センターひまわり

壱岐市郷ノ浦町片原触2510番地1

TEL 0920-47-0116 FAX 0920-47-6100



【在宅で受けることが出来るサービス】		
○訪問看護		
主治医の指示により、訪問看護ステーションの看護師などが障がい者のいる家庭を訪問し、看護サービスを実施します。		
【サービス内容】症状の観察・体位変換・食事排せつの介助・清拭・入浴介助・カテーテル等の管理・家族の介護指導・リハビリ等		
※訪問看護の利用については主治医の先生からの指示が必要です。利用したいと思われた際には、通院されている病院で主治医の先生にご相談ください。		
ひかり訪問看護ステーション	郷ノ浦町永田触275番地2	47－5903
訪問看護ステーションかつもと	石田町石田西触1071－1	48－8008
訪問看護ステーションいしすえ吉岐	郷ノ浦町初山西触字松林591番1	40－0102

○介護給付		
・居宅介護（ホームヘルプサービス）		
居宅における入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。		
・重度訪問介護		
重度の肢体不自由者又は重度知的障がいもしくは精神障がいにより著しい行動障害を伴う障がい者で、常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルプや外出時、移動中の介護を総合的なサービスを提供します。		
・同行援護		
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際に必要な援護等のサービスを提供します。		
・行動援護		
知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする方が対象となります。行動の際における危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。		
【サービス提供事業所】※取り扱いサービスは各事業所で異なります。		

吉岐市社会福祉協議会各支所	郷ノ浦郷ノ浦町坪触3099番地	47－0132
	勝本勝本町大久保触1736番地	48-3222
	芦辺芦辺町箱崎中山触2548番地	45－2378
	石田石田町石田西触1486番地1	44-6150
訪問介護　カインド	芦辺町諸吉大石触397	45-4666
重度訪問介護事業所ひといき	郷ノ浦町本村触38	050-5896-9378

※サービスの利用には相談支援事業所での計画作成等が必要になります。まずは相談支援事業所へご相談ください。

○日中一時支援事業		
障がい者・児の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護家族等の一時的な休息が図れるように支援します。		
障がい者デイサービス：吉岐市社会福祉協議会芦辺支所	45-2378	
放課後等デイサービス：吉岐市社会福祉協議会郷ノ浦支所	47-0132	
ジュニアデイサービス：吉岐市社会福祉協議会郷ノ浦支所	〃	
こころキッズ（共生型サービス）：社会福祉法人吉心会	43-0107	

※担当の相談支援専門員・児童発達支援管理責任者等にご相談ください。

○地域活動支援センター		
創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。		
吉岐障害者地域活動支援センターひまわり	郷ノ浦町片原触2510番地1	47－0116

※通所希望の方は直接お問い合わせください。

○訪問入浴サービス		
在宅の身体障害者を対象に訪問入浴車両での入浴介護サービスを提供します。		
提供事業所：吉岐市社会福祉協議会勝本事業所		
申請については、吉岐市役所市民福祉課（48-1116）まで		
○移動支援事業		

病院受診に際して車両での外出支援を行います。
 対象：障がい者手帳所持者の障がい者（児）で車いす等を利用中の方。
 ※介護支援専門員（ケアマネジャー）・相談支援専門員にご相談ください。
 その他、個別移動支援のサービスもあります。
 詳しくは吉岐市役所市民福祉課（48-1116）までお問い合わせください。

【入所することが出来るサービス】		
○施設入所支援・生活介護		
施設入所支援：施設入所に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。		
生活介護：常時介護を必要とする方が対象となります。主に昼間、障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動又は生産活動の機会などのサービスを提供します。		
希望の丘	芦辺町箱崎大左右触2320番地3	45－0051
○宿泊型自立訓練		
定められた期間、家事等の日常生活能力や社会生活能力を向上させるため、宿泊を伴った支援等により必要な訓練を提供します。		
天寿庵	郷ノ浦町坪触3151番地4	48－1355

○共同生活援助（グループホーム）		
地域での共同生活を営む方を対象に、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談その他の日常生活上の援助を提供します。※体験入所も可能です。		
ユーベリー	郷ノ浦町東触424番地4	47－2929
アイベリー	郷ノ浦町柳田触91番地1	40－0170
グループホームラクラ	芦辺町箱崎中山触2604番地84	40－0249
吉岐地域生活ホームひまわりの家	郷ノ浦町片原触2510番地	47－0950
○短期入所（ショートステイ）		
介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。		
希望の丘	芦辺町箱崎大左右触2320番地3	45－0051
天寿庵	郷ノ浦町坪触3151番地4	48－1355
吉岐地域生活ホームひまわりの家	郷ノ浦町片原触2510番地	47－0950
【就労に関するサービス】		
○自立訓練（生活訓練）		
自立した生活に向けて障がいのある方の生活能力向上を目指す場です。		
天寿庵	郷ノ浦町坪触3151番地4	48－1355

○就労継続支援B型事業所		
通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、就労の機会や生産活動等の機会の提供、またその他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。		
結	郷ノ浦町坪触3099番地	48－1771
レストハウスYUI	郷ノ浦町坪触3151番地4	48－1355
吉岐國の里	郷ノ浦町郷ノ浦598番地	48－0080
のぎくの丘	勝本町布気触288番地1	48－3535
○就労継続支援A型事業所		
B型事業所とは違い、雇用契約を結んだうえで就労の訓練を行う施設です。なかなか就労に繋がらない人、少しだけフォローがあれば働くことが出来る人が対象です。一般就労を目標にする人を支援します。（65歳未満対象）		

サンクスラボ（在宅就労）※島外事業所のためまずは相談支援事業所にご相談ください		
グッドバランス（在宅・月1回通所）通所※島外事業所のためまずは相談支援事業所にご相談ください		
○職業相談・職業紹介		
ハローワーク吉岐	郷ノ浦町本村触620－4	47－0054

（対馬公共職業安定所吉岐出張所）		
※サービスの利用には相談支援事業所での計画作成等が必要になります。（職業相談・職業紹介以外）下記相談支援事業所へまずはご相談ください。		
【相談支援に関するサービス】		
○相談支援事業所		

障がい者（児）や療育等を必要と認められた児童及びその家族に対し、障がい福祉サービスの利用援助・社会資源の活用や、社会生活力を高めるための支援・介護相談及び情報の提供等総合的に行いながら生活の支援をします。

障害者相談支援センター（吉岐市社会福祉協議会）	芦辺町諸吉大石触179番地2	45－0048
吉岐こどもセンター	郷ノ浦町本村触93番地	48－0848
吉岐障害者地域活動支援センターひまわり	郷ノ浦町片原触2510番地1	47－0116

【各種連絡先】		
吉岐市 市民福祉課	郷ノ浦町本村触562	48-1116
吉岐市 保護課	郷ノ浦町本村触562	48-1136
吉岐市 税務課	郷ノ浦町本村触562	48-1118
吉岐市 建設課	勝本町西戸触182-5	42-1112
吉岐市 子育て支援課	芦辺町芦辺浦562	45-1181
吉岐市 健康増進課	芦辺町芦辺浦562	45-1114
吉岐市 教育委員会	芦辺町芦辺浦562	45-1111
虹の原特別支援学校吉岐分校小中学部	郷ノ浦町本村触589	47-0159
虹の原特別支援学校吉岐分校高等部	郷ノ浦町片原触88	48-0811
吉岐市地域包括支援センター	芦辺町芦辺浦562	45-1197
吉岐障害者地域活動支援センターひまわり	郷ノ浦町片原触2510-1	47-0116
吉岐こどもセンター	郷ノ浦町本村触93	48-0848
長崎県 吉岐病院	郷ノ浦町東触1626	47-1131
吉岐警察署	郷ノ浦町本村触551-1	47-0110
対馬公共職業安定所吉岐出張所	郷ノ浦町本村触620-4	47-0054
吉岐税務署	郷ノ浦町本村触620-4	47-0315
吉岐振興局 税務課	郷ノ浦町本村触570	47-1111
吉岐保健所	郷ノ浦町本村触620-5	47-0260
長崎県 障害福祉課	長崎市江戸町2-13	(095) 895-2455
長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町10-22	(095) 844-5132
佐世保こども・女性・障害者支援センター	佐世保市万徳町10-3	(0956) 24-5080
視覚障害者情報センター	長崎市橋口町10-22	(095) 846-9021
聴覚障害者情報センター	長崎市橋口町10-22	(095) 847-2681
吉岐市社会福祉協議会 本部	芦辺町諸吉大石触179-2	45-0048
	郷ノ浦郷ノ浦町坪触3099	47-0132
	勝本勝本町大久保触1736-2	48-3200
	芦辺芦辺町箱崎中山触2548	45-2378
	石田石田町石田西触1486-1	44-6150
九州郵船 吉岐支店	郷ノ浦町郷ノ浦281-6	47-0003
ORC 吉岐空港	石田町筒城東触1724	(0570) 064-380
吉岐交通（バス・タクシー）	郷ノ浦町東触575-2	47-1255
玄海交通（タクシー）	勝本町立石東触941	43-0880
文化バス・タクシー	芦辺町諸吉大石触427-1	43-0880

【相談連絡先】		
○障害者相談員（身体・知的）		
身体障害者・知的障害者相談員は各地区に配置され、関係部署や障害者福祉事業所とのパイプ役になり身近な問題の相談に応じます。住んでいる地区の相談員をお知りになりたい場合は吉岐市役所市民福祉課へお問い合わせください。		

○障がい者・障がい児に関する相談全般		
障害者相談支援センター（吉岐市社会福祉協議会）	芦辺町諸吉大石触179番地2	45－0048
吉岐こどもセンター	郷ノ浦町本村触93番地	48－0848
吉岐障害者地域活動支援センターひまわり	郷ノ浦町片原触2510番地1	47－0116

○障害者虐待相談		
障がい者虐待や障がい者虐待防止に関する相談に応じます。		
吉岐市役所市民福祉課	郷ノ浦町本村触562番地	48-1116
吉岐障害者地域活動支援センターひまわり	郷ノ浦町片原触2510番地1	47-0116

○精神保健相談		
こころの健康づくり、自殺関連、高次脳機能障害、ひきこもり、アルコール依存症など嗜癖問題、認知症など精神保健に関する相談に応じます。		
吉岐保健所	郷ノ浦町本村触620番地5	47-0260
こころの悩み等について相談に応じます。相談内容により関係機関と連携し、支援に繋がります。また、こころの健康づくりに関する普及啓発をしています。		
吉岐市役所健康増進課	芦辺町芦辺浦562番地	45-1114